

令和8年度小・中・義務教育・特別支援学校における「学校教育の重点」について

義務教育課

公立義務教育諸学校
令和8年度 学校教育の重点

新潟県教育振興基本計画【めざす人間像】

新潟県教育委員会

ふるさとへの愛と誇りを胸に、夢や希望を持って粘り強く挑戦し、
未来を創ることができる人



児童生徒が主役の授業をととした 確かな学力の育成

児童生徒を「主語」として単元を構想するとともに、
指導と評価の一体化を図る授業づくりや学習指導に取り組む。

個別最適な学びと協働的な学び

- ・複線型の学びの推進
- ・「にいがた学びチャレンジ」の活用等による「対話のある学び」の充実

学習習慣

- ・「学ぶ楽しさ」や「分かる喜び」を実感できる授業の推進
- ・発達段階に応じた指導による家庭学習の充実

学習評価

- ・学習状況の適切な把握と授業への反映
- ・学びを深め、次の学びにつなげる振り返り

デジタル学習基盤の活用

自校の実態に基づいた
全校体制による取組

一人一人の実態に応じた
柔軟な指導・支援

「幼小小の架け橋プログラム」
の推進等、校種間連携

地域の特色を生かし、
地域とともに歩む学校づくり

いじめをしない、許さない、命を大切にする 意識の醸成

児童生徒が自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え
行動できるように教育活動を展開する。

特別活動

- ・自己有用感を育む自発的、自治的な活動の充実
- ・所属感や連帯感、心理的な結び付きが培われる集団づくり

道徳教育

- ・「考え、議論する道徳」の充実
- ・家庭や地域との連携

人権教育、同和教育

- ・差別や偏見を許さず、互いを認め合う態度を育む指導の工夫
- ・学んだことが日常生活での行動につながる取組の充実

Tes Room

限定公開

新潟県教育委員会
義務教育課HP
「学校教育の重点」解説



はじめに

義務教育課では「令和8年度学校教育の重点」を作成しました。3月に新たに策定された新潟県教育振興基本計画には、めざす人間像として「ふるさとへの愛と誇りを胸に、夢や希望を持って粘り強く挑戦し、未来を創ることができる人」が示されました。この実現に向け、学習指導と生徒指導を2本柱に、教育活動の一層の充実に努めていただきますようお願いいたします。

学習指導

令和8年度は、これまでの「単元構想」「対話のある学び」「ICT活用」を整理し、新たに「個別最適な学びと協働的な学び」「学習習慣」

「学習評価」の3つを重点とし、確かな学力の育成を目指します。

昨年度の全国学力・学習状況調査の結果から、各学校では、「主体的・対話的で深い学び」「分かる授業」の実現に向けた取組が推進されていることがうかがえました。

一方で児童生徒の学力は二極化が進み、従来の一斉指導だけでは多様な学習ニーズに十分応えられない状況が生じています。

こうした課題に対応するためには、児童生徒一人一人の学びの実態を適切に把握し、学習意欲を引き出す指導の工夫がこれまで以上に求められます。児童生徒を「主語」とした単元を構想し、指導と評価の一体化を図る授業づくりや学習指導への取組を進めてください。

3つの重点について、1つずつ確認します。

(1) 「個別最適な学びと協働的な学び」について

社会の激しい変化や児童生徒の多様化が進み、学校には個別最適な学びと協働的な学びを両立させる教育環境の整備が重要となっています。

昨年度の全国学力・学習状況調査では、小・中学校いずれの教科も、上位層の割合が少ないという結果でした。これは教科の苦手な児童生徒が多いというだけでなく、得意な児童生徒が十分に力を伸ばしきれていない状況を示しています。

この状況に対応するためには、複線型の学びがカギであると考えます。複線型の学びとは、学び方の道筋が複数に分かれ、児童生徒一人一人が興味や能力などに応じて異なる学習経路を選択できるものです。単元の見通しをもち、児童生徒の実態に応じて教材・課題・指導方法を工夫するなど、複線型の学びの推進をお願いします。

また、対話は児童生徒が学びを深め、資質・能力を育むためには欠かせないものです。他者の考えに触れ、自分の考えを再構築し、より深い理解や問題解決につなげることが可能となります。こうした「対話のある学び」を特定の教師だけが行うのではなく、学校全体で取り組むことが重要です。

今年度も「にいがた学びチャレンジ教材」(通称「まなチャレ教材」)を配信します。「まなチャレ教材」は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「対話のある学び」を充実させることができる内容となっています。今年度は配信回数を4回、授業展開案を1つに絞りました。児童生徒の実態や学習状況に応じて編集も可能です。積極的に活用ください。

(2) 「学習習慣」について

授業での学びを確かなものにするためには、家庭で十分な学習時間を確保することが欠かせません。児童生徒が日常的に自ら学び続けることが、確かな学力につながると考え、「学習習慣」を重点項目として位置付けました。

学習習慣を身に付けるためには、まず「学ぶ

ことそのものが楽しい」と感じられる授業が必要です。授業で得た達成感や「できた」という手応えが積み重なることで、児童生徒は自ら学ぶ姿勢を身に付け、学習習慣を育てる土台づくりにつながります。

近年の「全国学力・学習状況調査」では小・中学校ともに、平日1時間以上家庭学習を行う児童生徒の割合が減少傾向にあり、家庭学習習慣の定着が当県の課題となっています。

家庭学習習慣の定着には、学習計画の立て方や学び方を指導したり、予習・復習に係る学習課題を適切に課したりするなど、発達段階に応じた指導が必要です。授業と家庭学習を一体的に捉え、児童生徒の確かな学力を育む取組を進めてください。

(3) 「学習評価」について

児童生徒の学びをより確かなものにするためには、指導と評価の一体化が重要です。指導と評価の一体化とは、学習指導と学習評価を切り離して扱うのではなく、相互に関連付けながら学習の過程全体を改善していくことを指します。各学校において、適切に評価を行っているでしょうか。

評価は授業の取組を振り返るだけでなく、改善策を講じるためにも欠かせないものです。児童生徒に確かな学力が身に付いているか、また授業改善を含む学力向上の取組が適切に進んでいるかを把握し、その後の授業づくりに生かすことが重要です。

また、授業において振り返りを重視してください。児童生徒が「できるようになったこと」「分からなかったこと」「次に取り組みたいこと」などを自分の言葉で表現し、学習のプロセスを自覚できる機会を保障することが重要です。単なる感想の記述ではなく、自らの学びを整理し、次の学習へとつながる振り返りとなるよう、指導の工夫に努めてください。

今年度は、「まなチャレ教材」と併せて、単元や内容のまとまりをとおり、学力の定着を把握する「評価問題」を作成し配信します。確実な活用をお願いします。

生徒指導

生徒指導は昨年度に引き続き、「いじめをしない、許さない、命を大切にする意識の醸成」を柱とし、「道徳教育」「特別活動」「人権教育、同和教育」の3つを重点としました。

3つの重点について、1つずつ確認します。

(1) 「道徳教育」について

これまで、各学校においては「考え、議論する道徳」の推進に取り組んでいただいていることと思います。しかし、「考え、議論する道徳」が形骸化され、「読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導」や「考える時間や議論の場だけが確保され、質的な充実が図られていない」といった授業になってはいないでしょうか。児童生徒一人一人が、答えが一つとは限らない問いに向き合い、他者と対話しながら自分の価値観を磨くことで、「考え、議論する道徳」の授業に深まりが生まれます。

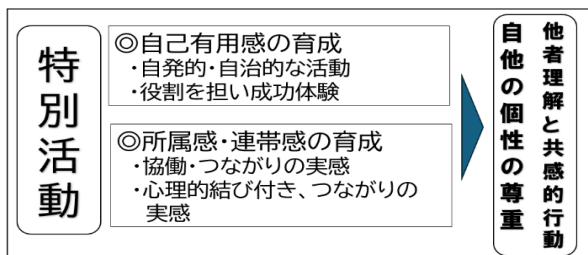
また、道徳科の授業において、家庭や地域での話し合いを生かした学習、地域の人や保護者とともに進める学習など、家庭や地域を巻き込んだ指導の工夫をお願いします。

道徳性は道徳科の授業だけで養えるものではありません。道徳科の授業と学校の教育活動全体を通じた実践的な道徳教育を車の両輪として、道徳性の涵養に努めてください。

(2) 「特別活動」について

特別活動は、児童生徒が仲間と協力し、役割を果たす中で、自分が集団にとって大切な存在であると自己有用感を実感できる貴重な場です。児童生徒が自由に意見交換を行い、全員で決めたことに対して役割を分担し、協力しながら活動することで所属感や連帯感、心理的な結び付きが培われていきます。

各学校では、児童生徒の自治的な活動などとおして、重点にある自他の個性の尊重や共感的行動ができる教育活動の展開をお願いします。



(3) 「人権教育、同和教育」について

差別や偏見を許さない態度を育むことは、学校教育において極めて重要です。本県では、これまでと同様に、同和教育を中核とした人権教育の推進を基本姿勢としています。

各学校においては、単なる知識の習得にとどまらず、児童生徒が自分の経験や生活と結び付けて学ぶことで、人権課題を「自分ごと」として捉えやすくなります。そのため、人権教育、同和教育の視点を踏まえた授業づくりを進め、児童生徒が主体的に考え、理解を深められる学習の充実をお願いします。

また、学んだことが日常の行動へと確実につながるよう、学校全体で計画的に取り組を進めることが重要です。あらゆる学校生活の場面で人権尊重の精神が育まれるよう、全校体制での取組を進めてください。

デジタル学習基盤の活用

今年度、デジタル学習基盤の活用について、学習指導と生徒指導の両面で強化し、学校全体で効果的に取り組めるよう推進をお願いいたします。

デジタル学習基盤とは、1人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどで構成される一連の学習基盤を指します。

学習指導において、デジタル学習基盤の活用は、複線型の学びを支える有効な手段です。個々の学習者が自分のペースで学びを進められるだけでなく、必要に応じて復習や発展的な学習ができ、学びの個別最適化が実現します。学習履歴や理解度のデータを蓄積することにより、教師は児童生徒一人一人の学習状況を的確に把握し、より質の高い指導や支援につなげることができます。

また、デジタルツールを組み合わせることで、協働的な学びや探究的な学習活動もより深まります。オンライン上での意見交換や資料共有が容易になり、教室内外を問わず学びの場が広がることで、学習者の主体性や創造性を引き出すことが可能になります。

さらに、時間や場所を越えてつながり合

う学習環境の実現も可能となります。児童生徒は、色々な方と交流することで、多様な価値観に触れ、自分の考えを深めたり広げたりしながら、他者を理解しようとする姿勢を身に付けていきます。

今後の学校教育を支える柱として、児童生徒が日常の様々な学びの場面で活用でき、また教師が授業づくりや教育の質を高めるための工夫に生かすことができるよう、デジタル学習基盤の一層の活用をお願いします。

全体にかかわって

学習指導・生徒指導を含む教育活動全体を支える土台として、次の4点を挙げました。

- (1) 自校の実態に基づいた全校体制による取組
- (2) 一人一人の実態に応じた柔軟な指導・支援
- (3) 「幼保小の架け橋プログラム」の推進等、校種間連携
- (4) 地域の特色を生かし、地域とともに歩む学校づくり

(1) 「自校の実態に基づいた全校体制による取組」について

学校の実態はそれぞれ異なります。他の学校でうまくいった取組が、自校でもうまくいくとは限りません。学校や児童生徒の実態を正確に把握し、分析する必要があります。明確な目標を掲げ、具体的な計画に沿って取組を進め、その結果を必ず検証してください。得られた成果や見えてきた課題を踏まえ、継続的に改善していく仕組みを築くことが重要です。特定の教科や学年だけの課題と捉えることなく、教職員が一丸となって、共通理解を図り、児童生徒の指導・支援に当たるようお願いします。

(2) 「一人一人の実態に応じた柔軟な指導・支援」について

児童生徒一人一人がもつ多様な個性や特性、学びのスタイルを丁寧に把握し、そのニーズに応じた支援を学習面・生活面の双方で適切に行えるよう、学校全体で情報を共有し、誰が関わっても一貫した支援が提供できる体制を整えることが重要です。

その際には、教職員間での情報共有を、計画

的かつ継続的に進めていくとともに、家庭との連携を密にし、必要に応じて関係機関とも協働しながら、児童生徒を中心に据えた切れ目のない支援体制の構築をお願いします。

(3) 「『幼保小の架け橋プログラム』の推進等、校種間連携」について

「幼保小の架け橋プログラム」は、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校が、幼児・児童の学びと育ちを連続的に支えるための重要な取組です。しかし、本プログラムの意義は、幼保小の接続にとどまるものではありません。小学校から中学校、高等学校に至るまで、すべての校種を通じて連続していくものです。

「幼保小の架け橋プログラム」を出発点としながら、すべての校種が連携し、児童生徒一人一人の成長を切れ目なく支える教育の実現を目指していきましょう。

(4) 「地域の特色を生かし、地域とともに歩む学校づくり」について

学校教育の質を高めるためには、地域に根ざした人材や文化、自然環境を教育活動に取り入れるなど、学校と地域が協働して児童生徒の学びを支える体制づくりが重要です。地域資源を教育に生かすことで、児童生徒は自らの生活や地域社会とのつながりを実感できます。また、地域の大人たちと関わることは、児童生徒にとって多様な価値観や生き方に触れる機会となります。

「地域の特色を生かし、地域とともに歩む学校づくり」の実現に向け、地域の特色を全教職員で理解し、地域の実態に即した学校づくりを進めてください。

おわりに

「令和8年度学校教育の重点」を教職員一人一人が意識し、全校体制で推進できるよう、職員室内に掲示するなど、日常的に確認できる工夫をお願いします。

児童生徒が未来を創る主体となれるよう、教育活動を充実させていきましょう。

[お問い合わせ]
義務教育課 指導第1係
TEL：025-280-5604